

## 子ども医療証印字不備による再送付の対応について

### 1 概要

令和5年9月15日、区が子ども医療証外1点を対象者(34,320人)に送付したところ、同月20日、当該子ども医療証の有効期間等の印字部分に不備があることが、受け取った区民からの指摘により判明した。当該子ども医療証外1点は、同月15日に、委託契約した事業者が印刷・封入・封かんの上、区に納品したものであった。

子ども医療証の印字部分における具体的な不備は、①有効期間が正しく表示されていなかったこと、②発行者名及び交付年月日が空白であったこと、の2点である。

区として当該不備を把握した直後に当該事業者と適正な医療証の再作成を協議し、同月26日、当該事業者において再作成した医療証を対象者へ再送付した。

### 2 原因

医療証の一斉発行に伴い、印刷物納品時に印字部分に不備がないか確認すべきところ、区及び事業者の双方において確認作業が不十分であったため

### 3 和解案内容

今回の子ども医療証印字不備による再送付に当たり、区と事業者との間で、以下のとおり和解する。

- (1) 区と事業者は、子ども医療証印字不備により生じた追加費用が、区において2,402,400円、事業者において1,108,685円の、合計3,511,085円であることを確認する。
- (2) 区及び事業者は、当該追加費用につき、区が1,011,085円を、事業者が2,500,000円を、それぞれ負担することを合意する。
- (3) 事業者は、区に対し、本件不備に係る精算金として1,391,315円を支払う。  
内訳は、事業者が負担する追加負担額2,500,000円((2)による)から、事業者において発生した費用1,108,685円((1)による)を差し引いた額とする。

### 4 再発防止

- (1) 契約の仕様書の記載内容に、不備がないことの確認を係全体で行う。
- (2) 担当者が契約制度や契約内容について熟知するとともに、事業者に対しても、進捗状況の確認を徹底する。
- (3) 契約期間中の校正業務や進捗確認等は、担当者が単独で行わず、複数人で行う。